

相模原市こども・若者未来局事務作業委託に関する  
サウンディング型市場調査実施要領

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」(以下「調査」という。)とは、市が予定している事業の検討に当たって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

2 調査の目的

子ども・子育て支援事務をはじめとする各事務作業委託に関して、業務の効率化・省力化を行いつつ、市民サービスの一層の向上を図るため、複数業務の一括発注等を検討しており、主に下記の2項目について、民間事業者等の皆様から幅広く、ご意見・ご提案をいただきたく調査を実施します。

- (1)関連する複数部署の業務を、一括して発注する場合の受注可能性やメリット・デメリット
- (2)個別の委託内容について、新たな委託範囲の拡大や効率化への提案

3 調査の対象

事業名等	相模原市こども・若者未来局事務作業委託
概要	(委託概要)6(1)に記載する事業について、一括した事務作業委託(実施場所)市指定の会議室等(相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所本庁舎周辺) 他
対話内容(主なもの)	(1)複数業務の一括発注について (2)その他個別事業に関する委託範囲の拡大、効率化・省力化等について
対象者	事業主体となる可能性がある民間事業者又は団体

※詳細については、次ページ以降をご確認ください。

4 実施スケジュール

内 容	実 施 時 期
実施要領の公表	令和7年1月31日(金)
事前説明会の開催	令和7年2月13日(木) 午前10時30分～11時30分
対話参加の申込み	令和7年2月13日(木)～令和7年2月20日(木)
資料提出【任意】	対話実施日の5営業日前まで
対話の実施	令和7年3月10日(月)～令和7年3月21日(金)
結果の公表	令和7年4月(予定)

## 5 対話までの流れ

### (1) 事前説明会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。  
参加を希望される方は、別紙1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載し  
Eメールに添付の上、期日までに下記申込先へお申し込みください。

※事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

※Eメールの件名は「【事前説明会申込】(団体名)」としてください。

【日 時】令和7年2月13日(木) 午前10時30分から11時30分まで

【実施方法】Web 会議システム「webex」により実施

説明会参加のためのオンライン環境は各自でご用意ください。

(URL 等は申込書提出後に個別にご案内いたします。)

【申込期限】令和7年2月10日(月) 午後5時まで

【申 込 先】相模原市こども・若者未来局保育課

hoiku@city.sagamihara.kanagawa.jp

### (2) 対話参加の申込み

別紙2「エントリーシート」に必要事項を記載し Eメールに添付の上、申込期間  
中に上記申込先へお申込みください。

※Eメールの件名は「【対話申込】(団体名)」としてください。

【申込期間】令和7年2月13日(木)～令和7年2月20日(木) 午後5時まで

### (3) 資料提出

資料の作成及び提出は求めませんが、「7 対話内容」に対し、効果的な対話を  
行う上で必要だと考える場合に作成、提出をお願いします(任意様式)。

※提出の場合は、Eメールへ添付の上、期日までに上記申込先へご提出くだ  
さい。

※Eメールの件名は「【資料提出】(団体名)」としてください。

【提出期限】対話実施日の5営業日前までとします。

### (4) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日 時】令和7年3月10日(月)から令和7年3月21日(金)までの期間で、  
1時間程度。(対話参加の申込み後、別途調整いたします。)

【場 所】相模原市役所本庁舎内の会議室を予定しております。

【実施方法・対話内容等】「7 対話内容」以降をご確認ください。

### (5) その他

対話参加の申込が多数あった場合は、本調査を効率的に行うため、対話実施  
日や対話時間について調整させていただく場合があります。

## 6 実施事業の概要

### (1)事業一覧

	担当課	事業名等
1	保育課	子ども・子育て支援事務作業
2	こども・若者支援課	児童クラブ事務作業
3	こども・若者支援課	児童クラブ人材配置管理業務
4	子育て給付課(手当給付班)	児童扶養手当現況届審査事務処理業務
5	子育て給付課(医療給付班)	こども・ひとり親医療費助成事務処理業務
6	こども家庭課(家庭福祉班)	児童保護措置費等支弁事務、入所者負担金徴収事務作業
7	こども家庭課(保健事業班)	母子保健事業に係る事務作業
8	各子育て支援センター	会計年度任用職員の勤務状況報告書作成事務
9	各子育て支援センター	子育て支援センター窓口受付業務(緑・中央・南)
10	緑子育て支援センター	子育て支援センター窓口サポート業務(津久井地域の4か所・オンライン想定)

※各事業の概要については、参考資料1をご参照ください。

### (2)実施事業の手法検討に係る市の考え方

#### ア 事業目的・方針

業務の効率化・省力化を行いつつ、市民サービスの一層の向上を図るもの

#### イ 予定している事業手法

プロポーザル方式による選考を経た事務作業等委託

### (3)前提条件

#### ア 事業スキーム

業務委託

#### イ 事業スケジュール案

令和7年1月～4月 サウンディング型市場調査

令和7年度 基本方針策定

令和8年度以降 事業開始

## 7 対話内容

主に次の項目について、自らが事業の主体等として参加することを前提に、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、「主な対話項目」に沿って、ご説明・ご提案をお願いします。その後、市から質問し、または参加者からの質問に対して回答させていただく形式で対話を実施します。

※一部、お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

※対話項目以外で独自のご提案等がありましたらぜひお聞かせください。

【主な対話項目】

	項目	内容
1	複数業務の一括発注について	関連する複数部署の業務を一括発注することについて、受注可能性や、スケールメリット等による効率化・省力化が図れるか提案を受けたい。
2	(すでに委託している業務) 委託範囲の拡大・業務移行の手法について	現行の委託業務について、更なる委託化が可能か、業務自体を効率化・省力化できる方法があるか、提案を受けたい。また、委託業者変更の際に円滑に業務移行できる手法について提案を受けたい。
3	(現在、直営の業務) 委託可能な内容や委託による効率化・省力化について	直営の業務のうち、委託可能な内容について、提案を受けたい。また、業務を委託することにより、業務自体を効率化・省力化できる方法があるか、提案を受けたい。
4	市民・事業者に対する確認業務や問い合わせ対応の委託について	申請書類等に関する市民・事業者への確認業務や、市民・事業者からの問い合わせ対応について、対面・電話・オンライン等の手法により委託可能か、また、委託業務との効率的な連携が可能か提案を受けたい。
5	提出書類の DX(電子申請)・システム連携について	市民や事業者が紙で提出している書類の DX(電子申請)や、受付後の各システムとのデータ連携に関する提案を受けたい。
6	担当課と委託事業者とのコミュニケーション手法について	業務上の疑義事項に対して担当課と委託事業者の間で確認作業を行う場合において、①通常時、②問い合わせ等の即時対応が必要な時、それぞれに合ったコミュニケーション手法について、提案を受けたい。
7	実施場所について	専用システムを使用する業務については市が実施場所を用意するが、その他業務については委託事業者側で場所を用意することが可能か、特に業務を切り分けて作業している事例等があれば提案を受けたい。

## 8 留意事項

### (1)対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

### (2)対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

### (3)追加対話への協力

対話実施後に追加対話(書面による対話を含む。)等を実施させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

### (4)実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容を提案者に対し事前に確認を行います。

※「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、提案の内容については情報公開の対象となる場合があります。

### (5)参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月 26 日条例第 31 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有する)と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は同条第 2 項に違反している事実がある者

## 9 問い合わせ先

連絡先:相模原市こども・若者未来局保育課

所在地:相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号

電話番号:042-769-8341

E-mail:hoiku@city.sagamihara.kanagawa.jp